

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 Tazaki 財団の定款規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給について定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、公益財団法人 Tazaki 財団定款第15条及び第31条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年5月17日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日開始の事業年度から遡って適用する。